

農企第 354 号  
農整第 787 号  
令和 3 年 3 月 15 日

一般社団法人 富山県建設業協会 長 殿

富山県農林水産部長



富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度試行要領の一部改正について(通知)

日頃は、本県の農林水産行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

このことについて、下記のとおり一部改正したので、通知します。

#### 記

#### 1 改正内容

(1) 余裕期間制度(発注者指定方式、フレックス方式)試行要領の一部改正

ア 第 4 条の 1 について

・ 工事の始期について、「90 日以内」を「180 日以内」とする。

イ 第 7 条の手続 1、2 について

・ 特別仕様書、条件付一般競争入札の個別公告、指名競争入札における入札情報サービスに掲載する記載例について、「平成」を削除する。

(2) 余裕期間制度(フレックス方式)試行要領の一部改正

ア 第 6 条の 1 について

・ 工事の始終期の変更について追記。

(3) 様式第 108 号、様式第 109 号の押印欄の削除

#### 2 適用年月日

令和 3 年 4 月 1 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

#### 3 送付資料

(1) 富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度(発注者指定方式)試行要領

(2) 富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領

(3) 新旧対照表

(事務担当) 農林水産企画課経理係 076-444-3369  
農村整備課技術管理係 076-444-3299